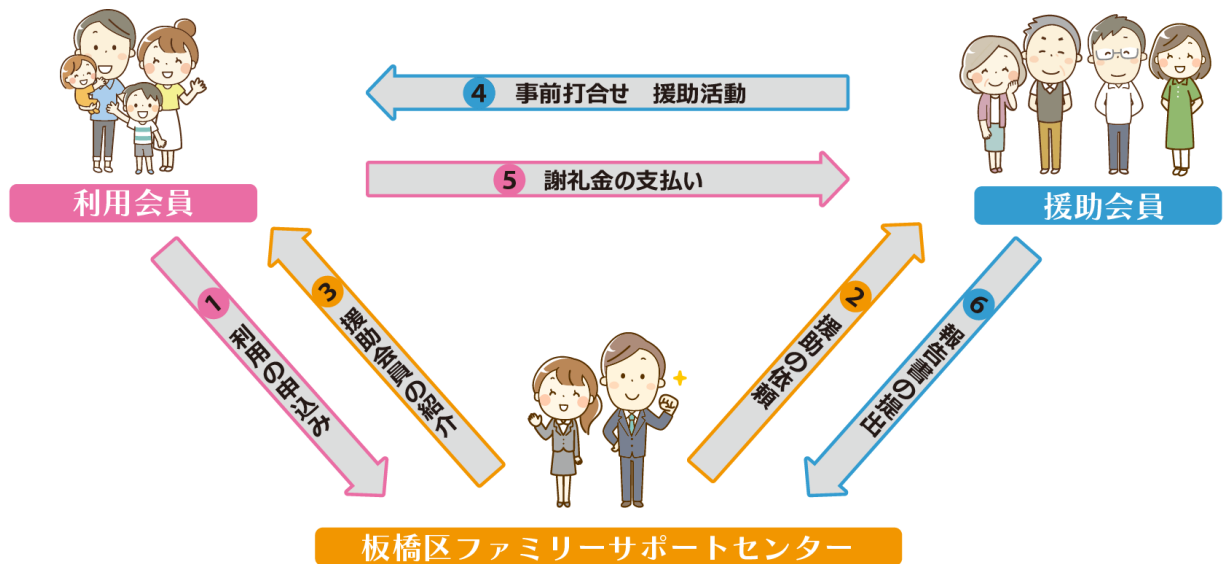


利用会員みなさまへ

あなたの子育てを応援します



🌻 ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」（利用会員）と、「援助を行いたい人」（援助会員）のそれぞれが会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動の仕組みです。この制度は、お互いの信頼関係によって成り立っており、援助会員は仕事ではなく、有償ボランティアとして活動しています。

援助活動の申込み・相談は「子育てサポート」へ

板橋区子ども家庭総合支援センター「子育てサポート」

〒173-0001 板橋区本町24-17 電話03-5944-2381

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 <土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く>

ファミリー・サポート・センター事業について

■ 利用会員入会資格

板橋区在住で援助を必要とするお子さんのいる方
【登録対象児童】出生届提出後から小学校卒業まで

【援助対象児童】生後43日から小学校卒業まで

■ ご利用の流れ

入会登録 → 利用申込み → 援助会員ご紹介 → 事前打合せ → 援助活動開始

<ポイント>

- ・援助活動の場所は、援助会員宅、利用会員宅、児童館などです。
- ・送迎活動は、徒歩または公共交通機関を基本とし、交通費は利用会員様のご負担となります。
(交通費の計算はIC料金ではなく切符料金に統一です。謝礼金と合わせてお支払いください)
- ・援助活動は援助会員1人に対してお子さん1人です。1対1の活動が原則ですが、区が定める手順を実施した後、会員双方の合意がある場合、居宅内の預かりに限り1対2の援助が可能な場合があります。(*1)
- ・援助会員は仕事ではなく有償ボランティアとして、自身の生活に合わせてできる範囲で活動する為、ご希望に沿えないこともあります。予めご了承ください。(※ いつでもどんな内容でも引き受けられるわけではありません)

(*1) 1対2の援助活動可能なケースは、1対1の事前面談と活動をそれぞれの子と行った上で、2人同時活動の事前面談を行い、双方の会員で活動の安全確認ができ合意した場合に限りです。

★できること

- 一時的な預かりや送迎 (※ 4時間以内の活動)
 - ・各会員宅または児童館でのお預かり
 - ・保育園、幼稚園などへの送迎
 - ・保育施設開始前の預かりと送り
 - ・保育施設終了後の預かり

<こんな時に利用できます>

- ・買い物やリフレッシュなど短時間の外出の場合
- ・仕事、通院、家族や親族の看護や介護が必要な場合

※ファミリー・サポート・センター事業は、職業として行うベビーシッター等とは異なります。保護者の方と一緒に保育を行うことはできません。また、援助会員は仕事ではなく有償ボランティアとして活動していますので、ご希望に添えない場合や援助会員の都合で急なキャンセルが発生する場合があります。

✕ できないこと

- ✕ 児童が病気の場合
- ✕ 同居家族が感染症の場合
- ✕ 感染症による学級閉鎖の場合
- ✕ 児童の安全確保ができない場合
- ✕ 医療行為 (投薬、塗り薬、医療的ケア)
- ✕ 4時間を超える活動・宿泊を伴う活動
- ✕ 大人から大人への引き渡しができない場合
- ✕ 家事援助
- ✕ 入浴や水遊び (プール遊びなど)
- ✕ 車やバイクを利用した活動

I 利用申込み～援助活動

1. 援助活動を希望する日時と具体的内容が決まったら

- 「子育てサポート」に電話でお申し込みください。利用希望日の1ヶ月前から2週間前までの間にご連絡ください。
(日時や活動内容が未確定なご依頼は受け付けることができない場合があります)

2. 援助可能な援助会員が見つかった場合、援助会員をご紹介します。(ご希望に添えない場合もございます)

- ※ 援助可能な方が見つかった場合には、必ず活動前に利用会員さん・援助会員さん・対象児の3者で事前打合せが必要です。
- ※ 2回目以降、同じ活動内容、同じ対象児でご利用の場合は直接、援助会員にご連絡してください。

3. 事前打合せを行う

- 事前打合せには、**事前打合せ金**が発生します。直接援助会員にお支払いください。(800円または900円)
 - ・すくすくカードでのお支払いは利用できません。
 - ・会員相互の合意がある場合は、キャッシュレス決済(QRコード決済など)でのお支払いも可能です。
- 依頼内容や送迎ルート、送迎先、お子さんの状況が変更になった場合、または長期(1年以上)活動がなかった場合は、改めて事前打合せの実施が必要です。その場合「子育てサポート」に依頼受付の連絡をしてください。

<事前打合せのポイント>

- ・援助会員、利用会員、対象児童の3者で打合せ面談を行います。直接会って原則援助活動をする場所で、活動の安全確認と詳細の確認を行ってください。初めての利用の場合、補償内容同意書にご署名をお願いします。
- ・援助活動中の児童の食べ物・飲み物・オムツ・着替え等、必要な物は、利用会員がご用意ください。それができない時は相談して決めてください。援助会員に用意を頼むときは、実費または、実費相当額を利用会員にご負担いただきます。
- ・保育園・幼稚園・習い事などへの送迎依頼の時は、事前打合せ前に送迎先でのルール確認および必要書類の準備等を必ずお願いします。

4. 援助活動での注意事項

- ・保育園や幼稚園、習い事への送迎を頼むときは、依頼日の送迎が、“ファミリー・サポート援助会員の〇〇さんが対応する”ということを送迎先に連絡してください。
- ・援助活動は事前打合せで確認した内容に沿って行います。
- ・震度5強以上の地震の場合、援助活動は行えません。事前打合せの際、援助会員と利用会員の相互で、災害時の連絡方法等を確認してください。

Ⅱ 謝礼金について

1. 謝礼金の支払い

- ①謝礼金は援助活動終了時に「育児援助活動報告書」の内容を確認し署名後、その場で援助会員に、現金、またはすくすくカードで直接援助会員にお支払いください。
 - ②謝礼金対象となる活動時間は、援助会員が活動の為に自宅を出発した時刻から、活動を終えてお子さまを引き渡した時刻までが基本です。但し、引き渡した後、援助会員が帰宅するまでの時間が30分を超える場合は、帰宅までの時間も活動時間に含まれます。
 - ③活動において交通費等がかかった場合は、その実費も利用会員に負担していただきます。
(公共交通機関の費用はIC料金ではなく通常料金で統一となります。)
- ※会員相互の合意がある場合は、キャッシュレス決済(QRコード決済など)でのお支払いも可能です。

2. 謝礼金の計算方法

- ◆1回の活動が1時間未満で終了した場合でも、1時間分の謝礼金になります。
(1時間分の謝礼金は、活動開始時刻を起算とした1時間分の謝礼金額です)
 - ◆利用時間が1時間を超え、超えた時間が30分以下のときは、0.5時間として計算します。
 - ◆利用時間が1時間を超え、超えた時間が30分を超える時は、1時間として計算します。
 - ◆0.5時間は、謝礼金単価の半額で計算します。
- ※1(但し、同時活動2人目の30分以下の場合の金額は、活動時間により、200円または250円となります)

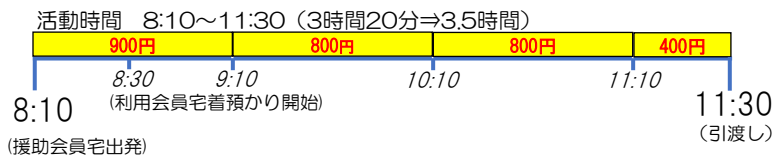
利用時間	1人 1時間	1人 30分以下	2人目 1時間	2人目 30分以下
月曜日～金曜日までの平日 9:00～17:00	800円	400円	400円	200円
土日・祝祭日・年末年始含む上記以外の時間	900円	450円	450円	250円

1人目の半額ではありません

【謝礼金の計算事例】

- ①平日の謝礼対象活動時間に時間外が含まれる場合、その時刻を含む1時間は900円で計算します。

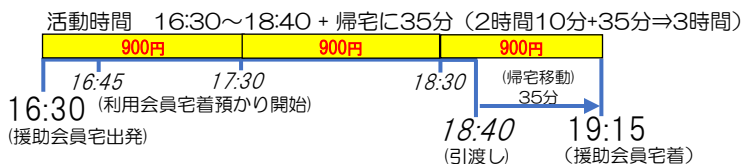
<平日 時間外あり 帰宅30分以内ケース>



$$900円 \times 1時間 + 800円 \times 2.5時間 = 2,900円$$

- ②児童を引き渡し後、援助会員が帰宅するまでに30分を超える場合は、帰宅するまでの時間が活動時間に含まれます。

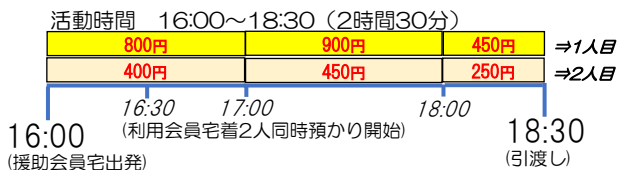
<平日 時間外あり 帰宅30分超ケース>



$$900円 \times 3時間 = 2,700円$$

- ③兄弟・姉妹を同時に援助した場合、2人目の時間単価は半額(※1)となります。但し、30分以下の分は、活動時間により、200円または250円となります。

<平日 時間外あり 2人同時預かり 帰宅30分以内ケース>



$$\begin{aligned} &1人目 \\ &800円 \times 1時間 + 900円 \times 1.5時間 = 2,150円 \\ &2人目 \\ &400円 \times 1時間 + 450円 \times 1時間 + 250円(30分) = 1,100円 \end{aligned}$$

合計 3,250円

Ⅲ キャンセルについて

安易なキャンセルはしないようにお願いします。ファミリーサポート事業は、お互いに相手を思いやり活動いただく相互援助活動になりますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

万が一キャンセルをする場合には、すぐに援助会員に電話で連絡してください。

【キャンセル料について】

援助の申込み後、援助活動予定日の前日21時以降に、利用会員の都合によりキャンセルした場合には、理由を問わずキャンセル料が発生します。キャンセル料は、活動開始予定時刻から1時間活動した謝礼金に相当する金額です。（800円または900円）援助会員に直接現金でお支払いください。

但し、会員相互が合意する場合は、キャッシュレス決済(QRコード決済など)でのお支払いも可能です。

なお、援助会員の都合によるキャンセルの場合は、キャンセル料は発生しません。

Ⅳ 補償保険について

1. 援助活動中の事故等に備え、ファミリー・サポート・センターでは補償保険に加入しています。保険料は全額区が負担します。活動中の子どものケガや事故については、「子育てサポート」に連絡してください。
2. 援助活動の開始にあたり、補償内容同意書への署名が必要になります。補償保険の内容をご確認のうえ、補償内容同意書に署名してください。

【補償保険の内容】

①児童傷害保険（被保険者は利用会員の子どもで援助対象児童）

援助活動中に利用会員の子どもがケガをした場合

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	3 0 0 万円	事故日より1 8 0 日以内の死亡
後 遺 障 害	9 万円～3 0 0 万円	事故日より1 8 0 日以内の後遺障害発生
入 院（1日）	3, 0 0 0 円	事故日より1 8 0 日を限度
通 院（1日）	2, 0 0 0 円	事故日より1 8 0 日以内で9 0 日を限度

②賠償責任保険（被保険者は援助会員及び区）

援助活動中及び活動の結果、第三者の身体または財産に損害を与え、その会員及び区が法律上の賠償責任を負った場合

③援助会員災害見舞金補償（利用会員の子どもによる加害事故）

利用会員のお子さまが援助会員及びその親族の身体または財産に損害を与えてしまった場合

Ⅴ すくすくカードについて

- ①すくすくカード1枚で、援助活動謝礼金の1時間分として利用できます。
- ②すくすくカードの利用は、単価が800円の時間・900円の時間のいずれの場合にもご利用できますが、1時間単位での利用となります。30分単位の謝礼金については現金でお支払いをお願いします。（現金分について、会員相互の合意がある場合はキャッシュレス決済(QRコード決済など)でのお支払いも可能です）
- ③すくすくカードは、援助活動終了後に直接援助会員へご提示ください。
- ④キャンセル料および事前打合せ金に使用することはできません。

注意していただきたいこと

- ♥ファミリー・サポート・センター会則、ルールを守ってください。
- ♥援助の利用を通じて知り得た援助会員やその家族のプライバシーを他に漏らしてはいけません。
- ♥個人情報の守秘義務を遵守してください。これは会員でなくなった後も同様です。
- ♥依頼後は極力キャンセルをしないよう日時を決める際にはご配慮ください。
- ♥約束した依頼開始時間は、守ってください。
- ♥援助会員に、一時保育及び保育園等への送迎以外の活動の要求をしないでください。
- ♥あくまで一時的な保育サービスであるため、家事やしつけ等には応じられません。
- ♥援助活動を通じて物品の販売やあっ旋、宗教活動または政治活動を行うことはできません。
- ♥登録内容の変更や、援助を必要とするお子さんの追加などの場合は、「子育てサポート」に連絡してください。
- ♥キャッシュレス決済のご利用は、会員相互の合意とそれぞれの責任においてご利用ください。ご利用の際は、各自で対象のキャッシュレス決済サービスの詳細をご確認のうえ、ご利用ください。